

体力・運動能力調査 実施要項

ス ポ ー ツ 庁

1 調査の目的

国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る。

2 報告者と報告者数（すべての年齢は調査実施年度の4月1日現在のものとする。）

（1）小学生

①報告者

公立小学校各学年（6歳～11歳）の男女児童。

②報告者数

小学校の1校当たりの児童数は、第1表に示すとおりである。

③学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード総数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数値を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立小学校3校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④報告者の抽出法

抽出された学校は、各学年1番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全児童（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が対象となるよう配慮する。テスト実施後、児童名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

（2）中学生

①報告者

公立中学校各学年（12歳～14歳）の男女生徒。

②報告者数

中学校の1校当たりの生徒数は、第1表に示すとおりである。

③学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード総数を調査実施校数3で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の1つの数値を無作為に選び、第1番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（3校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立中学校3校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④報告者の抽出法

抽出された学校は、各学年 1 番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が対象となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ 1 番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

（３）高校生

①報告者

公立高等学校（全日制）各学年（15歳～17歳）の男女生徒。

公立高等学校（定時制）各学年（15歳～18歳）の男女生徒。

②報告者数

高等学校の 1 校当たりの生徒数は、第 1 表に示すとおりである。

③学校の抽出法

全国47都道府県を対象とする。

各都道府県教育委員会は、学校基本調査（基幹統計調査）に用いる学校コード総数を調査実施校数（全日制は 3、定時制は 2）で除し、抽出間隔となる数値（整数）を求め（小数点以下切捨）、この抽出間隔となる数値以下の 1 つの数値を無作為に選び、第 1 番目の抽出番号とする。順次これに求めた抽出間隔となる数値を加えて実施校数分（全日制は 3 校、定時制は 2 校）の抽出番号を決定し、この抽出番号に応じた学校コードの公立高等学校（全日制） 3 校及び公立高等学校（定時制） 2 校を抽出する。

なお、抽出された学校において報告者数が確保できない場合は、次番号の学校で不足分を補う。

④報告者の抽出法

抽出された学校は、各学年 1 番目から順に報告者数に見合う普通の学級を抽出し、その学級の全生徒（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が対象となるよう配慮する。テスト実施後、生徒名簿より男女それぞれ 1 番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

（４）高等専門学校学生

①報告者

国立工業高等専門学校第 4、5 学年（18歳、19歳）の男子学生。

②報告者数

報告者数は、1 年齢当たり 300 標本、計 600 標本とする。学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

③報告者の抽出法

選定された高等専門学校においては、各学年 1 番目から順に報告者数に見合う学級または学科を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より 1 番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

(5) 短期大学生

① 報告者

公私立短期大学第1、2学年（18歳、19歳）の女子学生

② 報告者数

報告者数は、1年齢当たり300標本、計600標本とし、学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

③ 報告者の抽出法

選定された短期大学においては、各学年1番目から順に報告者数に見合う学級または学科（**体育専攻学生は除く。**）を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

(6) 大学生

① 報告者

国立大学第1、2学年（18歳、19歳）の男女学生。

② 報告者数

報告者数は、男女それぞれ1年齢当たり600標本、計2,400標本とし、学校及び学生数は、文部科学省（スポーツ庁）が各学校に直接依頼を行い、承諾を得られた学校から選定するため、調査実施年度ごとに別に定める。

③ 報告者の抽出法

選定された大学においては、各学年1番目から順に報告者数に見合う学級または学科（**体育専攻学生は除く。**）を抽出し、その学級または学科の全学生（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるよう配慮する。テスト実施後、学生名簿より男女それぞれ1番から順に報告者に見合う数だけ抽出する。

(7) 20歳～64歳

① 報告者

20歳～64歳の男女。（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）

② 報告者数

全国47都道府県を報告者とし、その標本の大きさは第2表に示すとおりである。

③ 報告者の抽出法

各都道府県教育委員会は、第2表に示された対象数を特定の地域、職場に偏らないように報告者数を配分する。

報告者の配分に当たっては、報告者が特定の性、年齢、職業などに偏らないように十分配慮する。

それぞれの地区または職場（部、課、班）においては、そこに所属する該当者全員（テストを実施することが困難と認められる者は除く。）が実施者となるように配慮する。テスト実施後、配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、報告者数分を無作為に抽出する。

(8) 65歳～79歳

①報告者

65歳～79歳の男女。（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）

②報告者数

全国47都道府県を報告者とし、その標本の大きさは第2表に示すとおりである。

③報告者の抽出法

各都道府県教育委員会は、第2表に示された対象数を特定の地域に偏らないように調査人員を配分する。

報告者の配分に当たっては、報告者が特定の性、年齢などに偏らないように十分配慮する。テスト実施後、配分された報告者数を超過した結果が得られた場合には、報告者数分を無作為に抽出する。

3 調査実施の時期

(1) 小学生、中学生及び高校生については、調査実施年度の5月～7月

(2) (1) 以外については、調査実施年度の5月～10月

4 調査の内容と方法

(1) 小学生は「新体力テスト実施要項（6歳～11歳対象）」（別添）、中学生及び高校生並びに高等専門学校、短期大学及び大学の学生は「新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）」（別添）、20歳～64歳は「新体力テスト実施要項（20歳～64歳対象）」（別添）、65歳～79歳は「新体力テスト実施要項（65歳～79歳対象）」（別添）により実施する。

(2) 身長、体重を計測する。ただし、小学生、中学生及び高校生並びに高等専門学校、短期大学及び大学の学生については、調査実施年度の定期健康診断における測定値を利用する。

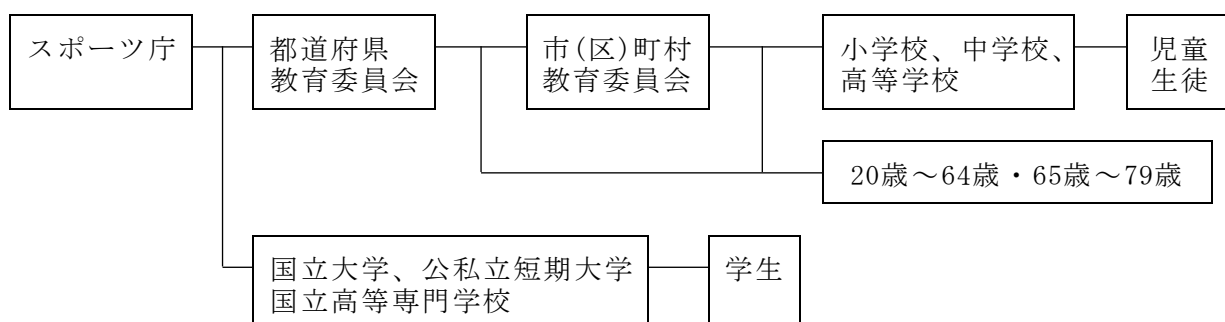
5 記録について

(1) スポーツ庁で配布する調査票を用い、その記入に当たっては、調査票記載の「記入上の注意」にしたがって該当事項を記入する。

(2) 記入は、原則として測定者（調査員）が行う。

6 調査系統、調査票の送付及び提出期限について

(1) 調査系統は次のとおりとする。



(2) 調査票は、性別、年齢別にまとめて次のように送付する。

- ① 「調査票」は6(1)の調査系統に従い、各調査対象宛てに配布する。
- ② 調査を実施した学校及び市(区)町村教育委員会は、「調査票」に間違い、未記入がないことを確かめた上、「調査票提出数一覧表」(別記様式)を添え、小学生、中学生及び高校生分については、調査実施年度の8月第1金曜日までに、また、それ以外については、11月第1金曜日までに当該都道府県教育委員会へ提出する。
- ③ 各都道府県教育委員会は、提出された「調査票」と「調査票提出数一覧表」(別記様式)を取りまとめ、小学生、中学生、高校生分については、8月末日(必着)までに、また、それ以外は11月末日(必着)までにスポーツ庁健康スポーツ課事業係宛てに送付する。
- ④ 調査を実施した高等専門学校、短期大学及び大学は、「調査票」に間違い、未記入がないことを確かめた上、「調査票提出数一覧表」(別記様式)を添えて11月末日(必着)までにスポーツ庁健康スポーツ課事業係宛てに送付する。

7 集 計

本調査に係る全ての統計的処理は、スポーツ庁において機械集計で行う。

8 結果の公表

本調査の結果は、調査年度ごとに調査報告書その他刊行物によって公表する。

- ① 調査実施年の翌年3月頃(速報)
- ② 調査実施年の翌年10月頃(確報)

9 調査票の保存期間

本調査によって集められた調査票及び実査に用いた関係書類は、機械審査終了後すみやかに廃棄し、調査票の記載内容が収録された磁気媒体は永年保存する。

10 調査票情報等の利用制限

特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し又は提供してはならない。(統計法第40条第1項)

11 その他

この要項に定めのない事項について定める必要がある場合は、別に定める。

附則

この要項は、令和7年度調査から適用する。

第1表 公立小学校、中学校、高等学校の標本の大きさ

学 校		対象の学年と 年 齢	1 年 齢 当 たり	性別内訳		1 学校当た りの標本の 大きさ	学校数	1 都道府県当 たりの標本の 大きさ
				男子	女子			
公 立 小 学 校		第1学年6歳	1 6	8	8	9 6	3	2 8 8
		第2学年7歳	1 6	8	8			
		第3学年8歳	1 6	8	8			
		第4学年9歳	1 6	8	8			
		第5学年10歳	1 6	8	8			
		第6学年11歳	1 6	8	8			
公中 学 立校		第1学年12歳	2 0	1 0	1 0	6 0	3	1 8 0
		第2学年13歳	2 0	1 0	1 0			
		第3学年14歳	2 0	1 0	1 0			
公 立 高 等 学 校	課 全 日 程 制	第1学年15歳	1 8	9	9	5 4	3	1 6 2
		第2学年16歳	1 8	9	9			
		第3学年17歳	1 8	9	9			
	課 定 時 程 制	第1学年15歳	4	2	2	1 6	2	3 2
		第2学年16歳	4	2	2			
		第3学年17歳	4	2	2			
		第4学年18歳	4	2	2			

第2表 20歳～64歳・65歳～79歳の1都道府県当たりの人数

年 齢 区 分		男 性	女 性	1 都道府県当 たりの標本の 大きさ
20 歳 ～ 64 歳	2 0 ～ 2 4 歳	4 0	4 0	7 2 0
	2 5 ～ 2 9 歳	4 0	4 0	
	3 0 ～ 3 4 歳	4 0	4 0	
	3 5 ～ 3 9 歳	4 0	4 0	
	4 0 ～ 4 4 歳	4 0	4 0	
	4 5 ～ 4 9 歳	4 0	4 0	
	5 0 ～ 5 4 歳	4 0	4 0	
	5 5 ～ 5 9 歳	4 0	4 0	
	6 0 ～ 6 4 歳	4 0	4 0	
65 歳 ～ 79 歳	6 5 ～ 6 9 歳	2 0	2 0	1 2 0
	7 0 ～ 7 4 歳	2 0	2 0	
	7 5 ～ 7 9 歳	2 0	2 0	
計		4 2 0	4 2 0	8 4 0

(別記様式)

令和7年度体力・運動能力調査 調査票提出数一覧表

() 都道府県

	男 子	女 子	合 計
6 歳			
7 歳			
8 歳			
9 歳			
10 歳			
11 歳			
小学生計			
12 歳			
13 歳			
14 歳			
中学生計			
15 歳			
16 歳			
17 歳			
18 歳			
高校生計			
合 計			

() 都道府県

	男 子	女 子	合 計
20～24歳			
60～64歳			
20歳～64歳計			
65～69歳			
70～74歳			
75～79歳			
65歳～79歳計			
合 計			

() 大学(短大・高専)

18 歳			
19 歳			
合 計			